

ヘルパーステーションなのくに(訪問介護・介護予防型訪問サービス)料金表

令和8年6月～

1.指定訪問介護利用料(身体介護、生活援助)

(1)身体介護が中心のとき

身体介護 引き続き行う生活援助	単位	利用料金	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
20分未満	179 単位	1,915 円	192 円	383 円	575 円
20分以上30分未満	268 単位	2,867 円	287 円	573 円	860 円
20分以上	340 単位	3,638 円	364 円	728 円	1,091 円
45分以上	411 単位	4,397 円	440 円	879 円	1,319 円
70分以上	483 単位	5,168 円	517 円	1,034 円	1,550 円
30分以上60分未満	426 単位	4,558 円	456 円	912 円	1,367 円
20分以上	497 単位	5,317 円	532 円	1,063 円	1,595 円
45分以上	569 単位	6,088 円	609 円	1,218 円	1,826 円
70分以上	640 単位	6,848 円	685 円	1,370 円	2,054 円
60分以上	624 単位	6,676 円	668 円	1,335 円	2,003 円
20分以上	695 単位	7,436 円	744 円	1,487 円	2,231 円
45分以上	767 単位	8,206 円	821 円	1,641 円	2,462 円
70分以上	838 単位	8,966 円	897 円	1,793 円	2,690 円
60分以上で30分増すことに	82 単位	877 円	88 円	175 円	263 円

(2)生活援助が中心のとき

生活援助	単位	利用料金	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
20分以上45分未満	197 単位	2,107 円	211 円	421 円	632 円
45分以上	242 単位	2,589 円	259 円	518 円	777 円

II.介護予防型訪問サービス

項目	単位	利用料金	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
要支援 1・2 (週1回程度の場合1ヶ月につき)	1176 単位	12,583 円	1,258 円	2,517 円	3,775 円
要支援 1・2 (週2回程度の場合1ヶ月につき)	2349 単位	25,134 円	2,513 円	5,027 円	7,540 円
要支援 2 (週2回を超える程度の場合1ヶ月につき)	3727 単位	39,878 円	3,988 円	7,976 円	11,963 円

III.加算料金

項目	単位	利用料金	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算(1月につき)	200単位	2,140円	214円	428円	642円
生活機能向上連携加算Ⅰ(1月につき)	100単位	1,070円	107円	214円	321円
生活機能向上連携加算Ⅱ(1月につき)	200単位	2,140円	214円	428円	642円
特定事業所加算Ⅱ(所定の単位数に10%)		10%	10%	10%	10%
緊急時訪問加算(1回につき)	100単位	1,070円	107円	214円	321円
同一建物減算(まほろばの里入居者)		-10%	-10%	-10%	-10%
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ) 介護職員処遇改善を行った場合(基本サービス費及び加算費用の合計額に乗じます)		28.7%	28.7%	28.7%	28.7%

*平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間(午後6時から午後10時まで):25%
- ・早朝(午前6時から8時まで):25%
- ・深夜(午後10時から午前6時まで):50%

*2人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の料金の2倍の料金をいただきます。

*上記の加算については、当該事業所が厚生労働省の定める加算要件を満たした場合に加算されます。

*上記、介護報酬にかかる費用(利用者負担1割・2割分・3割負担分)について

上記の金額は、厚生労働省が定める介護報酬単価に、当事業所における地域区分(1単位=10.70円)を乗じた金額(小数点以下切り捨て)を基に計算した一回あたりの金額です。

実際の請求では、一か月当たりの総介護報酬単価に地域区分を乗じる為に最終的な請求金額には多少の誤差が生じることがありますのでご了承ください。

IV.実施対象地域外の交通費

実施対象地域は①福岡市②糸島市

対象外地域の実施に係る交通に要した費用については、以下の通り徴収致します。

- (1)実施対象外から、片道おおむね 3キロメートル未満 500円
- (2)実施対象外から、片道おおむね 3キロメートル以上 1,000円